

## 令和4年度地域密着型サービス指定候補事業者の募集をします

江戸川区では、区内で立ち上げる「地域密着型サービス」について公募を実施し、指定候補事業者を選定しています。以下の内容で募集しますので、参加ご希望の事業者は、区役所担当部署までご連絡ください。

### 1 今回募集する圏域・サービス名等

サービス名 ※2、※3	日常生活圏域														
	① 北小岩	② 小岩	③ 鹿骨	④ 瑞江	⑤ 篠崎	⑥ 松江北	⑦ 松江南	⑧ 一之江	⑨ 船堀	⑩ 二之江	⑪ 宇喜田・小島	⑫ 長島・桑川	⑬ 葛西南部	⑭ 葛西中央	⑮ 小松川平井
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	○
小規模多機能型居宅介護 ※1	○		○	○	—	—	○			○			○		○
看護小規模多機能型居宅介護 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
夜間対応型訪問介護	—						○						○		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—					—					○				

**※1** 小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を新規に整備する場合には、**区独自の1年分の運営費補助を予定しています。【※】**

**【※】**ただし、小規模多機能型居宅介護については、②小岩圏域、⑪宇喜田・小島圏域に整備する場合があります。

**※2** 募集していないサービスでも、募集対象サービスとの併設計画は応募可とします。

例) 鹿骨圏域：グループホーム単独…**応募不可**

グループホームと小規模多機能型居宅介護の併設…**応募可**

**※3** 地域密着型特定施設（小規模介護専用型有料老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）については、具体的計画があればご相談ください。

### 2 応募の資格と整備条件

- ・当該サービスを運営する法人又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護を運営する場合に限る。）であること。

- ・「江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例」で定める基準を満たすこと。

※区の条例は、ホームページから閲覧できます。

区ホームページ>健康・医療・福祉>福祉・介護「介護保険」

>介護保険のページ>条例計画など

- ・令和4年度中に事業立ち上げに着手可能な計画とする。
- ・1事業者が1回の公募の機会に応募できるのは、1事業所までとする。ただし、同一敷地に複数のサービスを併設する計画は可とする。

例) 1階：小規模多機能型居宅介護、2・3階：グループホーム

- ・応募申込み以降の計画地の変更は不可とする。
- ・土地所有者と運営事業者間での賃貸借等の承諾書を提出すること。
- ・借入金がある場合、融資見込証明書を提出すること。
- ・事業計画地での建築が可能であることを都市計画課開発指導係、建築指導課指導係に確認していること。

※都市計画課開発指導係…住宅等整備基準条例に関する相談

※建築指導課指導係…建築確認に関する相談

- ・消防法令上の規定に適合した消防用設備を設置すること。
- ・施設整備費への補助金を希望する場合、抵当権が有る場合には抹消を確実にすること（グループホーム）。
- ・施設整備費への補助金を希望する場合、家賃設定は東京都の「家賃等設定の考え方」に基づき算出した額を上限とすること（グループホーム）。
- ・施設整備費への補助金を希望する場合、土地及び建物が共有名義でないこと（グループホーム）。
- ・トイレはユニットごとに3か所以上（職員用を除く）を分散して設置し、玄関はユニットごとに設けること（グループホーム）。
- ・居室（宿泊室）前にバルコニーを設置し、原則として避難階段に接続していること。

### 3 応募の方法

応募を希望する事業者は、区役所にて事前相談を実施しますので、事前に下記担当にご連絡の上、ご来庁ください。応募に必要な計画書の書式は事前相談後にお渡しします。

【担当】江戸川区役所 福祉部 介護保険課 指導係

【電話】03-5662-0892

【区への事前相談】

**令和4年6月17日(金)まで**

【計画書類の提出期間】

**令和4年5月10日(火)から6月23日(木)まで**

## 【必要部数】

### **正本 1 部、副本 5 部の計 6 部**

※書類の不備、不足がある場合には受付できませんので、提出期間最終日のご提出は極力避けてください。また応募期間を経過した場合には受理しません。

## 4 応募にあたっての留意事項 (必ずお読みください)

### (1) 日常生活圏域

別紙「日常生活圏域早見表」のとおりです。

※合わせてご参照ください。

「江戸川区熟年しあわせ計画及び第 8 期介護保険事業計画」18 頁。

区ホームページ>健康・医療・福祉>福祉・介護「介護保険」

>介護保険のページ>条例計画など

### (2) 指定候補事業者の選定 (応募以降の流れ)

応募のあった事業者に対して、別途計画内容のヒアリングを行います(7月中旬頃予定)。

その後、「地域密着型サービス運営委員会」での意見聴取等を行った上で、選定された事業者を地域密着型サービスの「指定候補事業者」とします。選定結果の通知は9月下旬頃を予定しています。

なお、選定期間中、選定状況等の問い合わせには応じません。また、審査の結果、指定候補事業者該当なしとする場合があります。

### (3) 選定における評価項目

選定にあたっては、下記の項目について総合的な評価を行います。

#### ① 事業者

運営理念、事業実績、経営状況、江戸川区での計画理由、今後の事業展開

#### ② 計画地

開設に向けた近隣住民への対応、生活環境

#### ③ 資金計画

資金調達状況

#### ④ 計画内容

今回の事業の運営上の基本コンセプト、運営方針

#### ⑤ 運営内容

職員体制 (人員の確保と育成について)、地域との連携内容 (地域密着型サービスとしての役割)、医療との連携、利用料金、緊急時の対応計画、非常災害対策計画、苦情処理体制

#### ⑥ その他

#### (4) 応募書類の提出

(3)の選定評価項目を網羅した計画書とともに必要な添付書類は以下のとおりです(サービスによって若干異なります)。

##### (事業主体の概要)

事業者概要、沿革、事業者パンフレット、役員構成、役員の資格・略歴等、事業者の定款、登記簿謄本(写)、決算報告書及び確定申告書(直近3年分)、他の介護事業の概要・パンフレット等

##### (資金計画関係)

事業収支予定表(月毎1年分、年毎5年分以上)、資金計画表、給与費算定根拠、融資見込証明書(写)

##### (職員体制)

代表者の資格・略歴等、管理者の資格・略歴等又は選定条件

##### (土地・建物関係)

土地の登記簿謄本(写)、土地所有者の承諾書(写)、公図(写)、案内図、配置図、各階平面図、立面図、土地、建物の現況写真、既存建物の検査済証(改修型のみ)、建物の登記簿謄本の写し(改修型のみ)

#### (5) 施設整備費への補助金

- ・施設整備費への補助金がなければ成立しない計画は、指定候補事業者として選定された後に別途補助協議が必要です。工事着工は補助金内示以降となります。
- ・補助金不交付や減額も念頭に置いて、十分に対応できる計画としてください。
- ・補助金で整備された施設・設備は、財産処分制限期間を経過するまでは、補助事業目的外の使用、譲渡、交換、貸付及び担保は不可となります。
- ・建物を土地オーナーが建設し、運営事業者がその物件を借りる形態(オーナー型)は、施設整備費への補助の対象とはなりません。

#### (6) 応募に伴う費用負担

応募に要する経費は、応募事業者のご負担となります。

#### (7) その他

財政状態及び収支シミュレーションの妥当性について、ご提出頂いた書類で公認会計士等に評価を委託しますのでご了承ください。

### 5 次回の公募の予定

次回の公募は、令和5年4月以降を予定しています。

募集の詳細は、公募時期に区ホームページ上で公表します。

日常生活圏域早見表

圏域	住所	
1	北小岩	北小岩1丁目2～26、2丁目19～25・28～39、3～8丁目
2	小岩	上一色、北小岩1丁目1、2丁目1～18・26・27、北篠崎1丁目、西小岩、東小岩
		南小岩1丁目5～15、2・3丁目、4丁目1～8・10～18、5丁目6～21、6～8丁目
3	鹿骨	興宮町、上篠崎、北篠崎2丁目、鹿骨、鹿骨町
		篠崎町1・2丁目、3丁目2～4・8～15・21～23、5丁目6～8・13・14、7・8丁目、中央3丁目16～19
		新堀、西篠崎、春江町1丁目、2丁目5～11・29・30、東松本、本一色、松本
		南小岩1丁目1～4、4丁目9、5丁目1～5、谷河内1丁目
4	瑞江	江戸川1～3丁目、4丁目1～14、西瑞江3丁目、4丁目4～8、春江町2丁目1～4・12～28・31～50、3丁目
		東瑞江、瑞江
5	篠崎	篠崎町3丁目1・5～7・16～20・24～33、4丁目、5丁目1～5・9～12、6丁目
		下篠崎町、東篠崎、東篠崎町、南篠崎町、谷河内2丁目
6	松江北	大杉、中央1・2丁目、3丁目1～15・20～26、4丁目
		西一之江1丁目、2丁目1～25、3丁目4～8・17～27、4丁目5・11～13、西小松川町、松島
7	松江南	西一之江3丁目1～3・9～16・28～45、4丁目1～4・6～10・14～16、東小松川
		松江1～4丁目、5丁目4～13・26～28、6丁目3～9、7丁目
8	一之江	一之江、西一之江2丁目26～31、西瑞江4丁目1～3・11～27、春江町4丁目、5丁目1・2・7・8
9	船堀	北葛西1丁目1・2・5・15～19、2丁目1～3、船堀1～6丁目、7丁目1～15
		松江5丁目1～3・14～25、6丁目1・2・10・11
10	二之江	一之江町、江戸川4丁目15～20・22～25、5・6丁目、西瑞江5丁目、二之江町
		春江町5丁目3～6・9～31、船堀7丁目16～20
11	宇喜田・小島	宇喜田町、北葛西1丁目3・4・6～14・20～25、2丁目4～29、3～5丁目
		中葛西1丁目1～30・33・35・36・38～49、2丁目4・5・8・9、4丁目2～11、西葛西1～5丁目、6丁目1～11
12	長島・桑川	中葛西1丁目31・32・34・37、2丁目1～3・6・7・10～27、3丁目4～9・22～29
		東葛西1～3丁目、4丁目16～26・56・57、5丁目、6丁目4・17～24・34～37・48～50
13	葛西南部	清新町、臨海町1～4丁目、5丁目2・3、6丁目
14	葛西中央	中葛西3丁目1～3・10～21・30～37、4丁目1・12～20、5～8丁目、西葛西6丁目12～29、7・8丁目
		東葛西4丁目1～15・27～55・58、6丁目1～3・5～16・25～33・38～47、7～9丁目、堀江町、南葛西
		臨海町5丁目1
15	小松川平井	小松川、平井